特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして別表第四に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第五に掲げるものを受けていること。	十
	ロ　申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	五
	ハ　申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十

二　前条の表ロの項の下欄に掲げる活動　当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、上陸申請の時点における当該申出人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　修士の学位又は専門職学位を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。	二十
	ハ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイ又はロに該当する場合を除く。）。	十
職歴	イ　従事しようとする業務について十年以上の実務経験があること。	二十
	ロ　従事しようとする業務について七年以上十年未満の実務経験がある こと。	十五
	ハ　従事しようとする業務について五年以上七年未満の実務経験がある こと。	十
	ニ　従事しようとする業務について三年以上五年未満の実務経験がある こと。	五
年収	イ　所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	四十
	ロ　所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満である こと。	三十
	ニ　所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満である こと。	二十五
	ホ　所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満である こと。	二十
	ヘ　所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満である こと。	十五
	ト　所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満である こと。	十
年齢	イ　上陸申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　上陸申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　上陸申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五
研究実績	次のいずれか一以上に該当すること。 イ　発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 ロ　外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 ハ　我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。 ニ　イからハまでに該当しない研究実績で申出人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五
資格	従事しようとする業務に関連する我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有し、又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成十三年法務省告示第五百七十九号）に定める試験に合格し若しくは資格を有していること。	五（二以上の資格を有し又は試験に合格している場合は、十）
特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第五に掲げるものを受けていること。	十
	ロ　申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	五
	ハ　申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十

三　前条の表ハの項の下欄に掲げる活動　当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	二十
	ロ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイに該当する場合を除く。）。	十